

イーグレひめじ駐車場施設の貸付に係る事業者の募集要項

令和7年11月4日
兵庫県姫路市

〈目次〉

	ページ
1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 貸付物件等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 貸付契約の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 貸付の条件・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5 参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6 募集要項等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・	16
7 参加申込手続及び参加資格の確認・・・・・・・・	16
8 現地説明会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	18
9 質問の受付及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・	18
10 最低貸付料・・・・・・・・・・・・・・・・	18
11 入札保証金及び契約保証金・・・・・・・・	18
12 入札及び開札・・・・・・・・・・・・・・・・	19
13 決定後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	21
14 落札者の決定の取消し・・・・・・・・	21
15 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・	21

【別添】

別紙1 イーグレひめじ地下駐車場 管理等の手引き

別紙2 市有建物賃貸借契約書（案）

別紙3 大手前公園地下駐車場における精算機管理・集金等業務委託仕様書

別紙4 募集から貸付までの日程

資料1 図面等（平面図、位置図、現況写真、イーグレひめじフロアマップ）

資料2 設備等一覧

資料3 実績一覧（出庫台数、売上金額、免除・減額件数、貸付料、光熱水費、修繕費）

（様式第1号）制限付一般競争入札参加申込書

（様式第2号）駐車場施設の運営実績調書

（様式第3号）関連企業申告書（制限付一般競争入札用）

（様式第4号）現地説明会参加申込書

（様式第5号）入札辞退届

（様式第6号）質問書

（様式第7号）入札書

（様式第8号）委任状

（様式第9号）暴力団排除に関する誓約書

1 趣旨

姫路市（以下「市」という。）では、イーグレひめじ駐車場施設（以下「貸付物件」という。）について、イーグレひめじ（再開発ビル）の貸館等、施設利用者の用途のため、また、中心市街地における自動車の駐車需要に応じて道路環境の改善と市民生活の利便を図るため、令和8年4月1日から貸付物件を借受け運営する事業者（以下「借受者」という。）を制限付一般競争入札により次のとおり募集します。

2 貸付物件等の概要

(1) 貸付物件の概要

ア イーグレひめじ西棟W101区画（以下「貸付駐車場」という。）

所在地	姫路市本町68番地290 イーグレひめじ西棟地上1階、地下1階から地下3階までの一部（資料1の①の部分）	
施設の概要	延床面積	11,634.73㎡
	附帯設備	—
	駐車台数	平置式 251台 ※定期貸し、月極利用の上限は145台（令和7年9月末現在129台契約） ※公用車用駐車場として、7～8台程度の公用車を常時駐車しています。（定期貸し、月極利用の台数には含みません。）
	用途	駐車場
	備考	資料1の④の部分（駐車場進入・進出路等）は、イーグレひめじの共用部分となっていますが、借受者の責任において管理するものとします。
	その他	イーグレひめじの位置が、特別史跡内であるため、施設の内装等が文化財保護法の規制を受けます。施設の整備、運営等に関しては、文化庁等関係機関との協議・許可が必要となります。

イ イーグレひめじ東棟E111区画

所在地	姫路市本町68番地290 イーグレひめじ東棟1階の一部（資料1の②の部分）	
施設の概要	延床面積	56.59㎡
	附帯設備	—
	用途	駐車場管理室

	その他	イーグレひめじの位置が、特別史跡内であるため、施設の内装等が文化財保護法の規制を受けます。施設の整備、運営等に関しては、文化庁等関係機関との協議・許可が必要になります。
--	-----	--

ウ 地下連絡通路

所在地	資料1の③の部分
備考	貸付駐車場地下2階と大手前公園地下駐車場地下1階を接続

※ 貸付物件の概要は、物件の概要を把握するための参考資料です。関係法令、物件の状況、用途制限及び必要な許可等については、必ず借受希望者自身で調査及び確認してください。

(2) 運営状況

営業時間	24時間	
現行料金 (時間貸し・消費税及び地方消費税を含む)	最初の30分	200円
	30分超1時間以内	400円
	以後30分ごと	150円
	1日最大料金	1,200円
現行料金 (定期・消費税及び地方消費税を含む)	(駐車制限なし)	
	1か月	25,200円
	3か月	68,100円
	6か月	105,600円
	(地下3階のみ)	
	1か月	20,000円
	3か月	52,500円
	6か月	74,300円
年間総利用台数	令和4年度	79,737台
	令和5年度	115,687台
	令和6年度	104,955台
現借受者	タイムズ24株式会社	

(3) イーグレひめじの概要(参考)

施設の概要	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	地下3階、地上6階建
	竣工年度	平成13年度
	敷地面積	7,590㎡
	延床面積	38,971㎡

	開館時間	館内施設により異なります
	休 館 日	館内施設により異なります
周辺施設等での主なイベントの開催状況	世界遺産姫路城マラソン 大手前公園 ・ひめじぐるめらんど 約 71,000 人（令和 7 年度） ・全国陶器市 約 68,000 人（令和 6 年度）	

（４） 大手前公園地下駐車場の概要（参考）

所 在 地	姫路市本町 6 8 番地	
施設の概要	延床面積	1 1 , 1 8 7 m ²
	付帯設備	—
	駐車台数	普通車等 平置式 3 2 3 台 バイク（1 2 5 C C 以下のものを除く） 4 8 台
	営業時間	午前 7 時から午後 1 1 時まで
	現行駐車料金 （時間貸し・消費税及び地方消費税を含む）	最初の 3 0 分 2 0 0 円 3 0 分超 1 時間以内 4 0 0 円 以後 3 0 分ごと 1 5 0 円 1 日最大料金 1 , 2 0 0 円
	現行駐車料金 （定期・消費税及び地方消費税を含む）	1 か月 2 5 , 2 0 0 円 3 か月 6 8 , 1 0 0 円 6 か月 1 0 5 , 6 0 0 円
	年間総利用台数	令和 4 年度 8 5 , 2 9 4 台 令和 5 年度 8 9 , 4 6 0 台 令和 6 年度 8 5 , 5 4 3 台
	現管理者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
	その他	貸付物件の使用に関し、貸付物件と地下連絡通路で接続している大手前公園地下駐車場の精算機の管理及び集金等の業務について、その管理者と受託契約を締結してください。（別紙 3） なお、令和 8 年から令和 9 年にかけて大手前公園地下駐車場の改修工事を実施する予定であり、その間は駐車場の利用を休止するため、駐車場利用再開日までに受託契約を締結してください。

3 貸付契約の概要

(1) 貸付契約の内容

貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項による普通財産の貸付け（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による定期建物賃貸借契約）とします。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、更新しないものとします。

(3) 指定用途等

ア 貸付物件は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。以下「自動車」という。）の有料駐車場及び駐車場管理室の用途に使用することを原則とします。ただし、カーシェアリングその他の利用者の利便性が向上するためのサービス（以下「その他提供サービス」という。）については、市の承認を得て行うことができるものとします。

イ 借受者は、アに掲げる用途以外の目的に使用することはできません。ただし、市民サービスのより一層の向上や更なる効率的な事業運営を目的として事業内容を変更する場合は、あらかじめ変更内容について市と協議し、承認を得ることとします。

なお、貸付開始後6か月以内は事業内容の変更はできないものとします。ただし、借受者が前年度から引き続き貸付先となる場合は、この限りではありません。

ウ 借受者は、貸付物件が市有建物であることを常に考慮し、適正に使用するように努めなければなりません。

エ 借受者は、イーグレひめじ管理組合法人が定めるイーグレひめじ管理規約及び管理規則を誠実に遵守しなければなりません。

オ 借受者は、資料1の①②③④部分について、管理するものとします。

(4) 貸付料及び納入方法

貸付料は、入札時に提示された貸付料（年額）とします。ただし、1年に満たない期間については、日割計算とします。

貸付料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までにその年度に属する貸付料（年額）を納入していただきます。ただし、市と借受者で協議の上、月額払いとすることができます。

なお、貸付料は、消費税及び地方消費税額を含む額とします。

(5) 貸付料の遅延利息

借受者は、指定する期日までに貸付料を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額について、借受者が遅滞の責任を負った

最初の時点における法定利率で計算して得た金額に相当する遅延利息を、市に支払わなければなりません。

(6) 貸付料の改定

貸付料は、貸付物件に対する公租公課の変動、その他経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、市と借受者が協議の上、これを変更することができるものとします。

(7) 管理義務

ア 借受者は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければなりません。

イ 借受者は、貸付物件の全部若しくは一部が滅失し、又は損傷した場合は、直ちにその状況を市に報告しなければなりません。

ウ 借受者には、貸付物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。

エ 借受者は、市が貸付物件の管理上必要な事項を借受者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

オ 借受者は、貸付物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないように、十分に配慮しなければなりません。

カ 借受者は、市が示す管理等の手引き（別紙１）に従い、貸付物件の定期的な巡回警備、施設点検、粉塵の除去をはじめとした場内清掃等を行わなければなりません。

(8) 維持補修

ア 市は、建物、附帯設備、備品を修繕する必要がある場合であって、当該修繕に係る費用の見積額が１件当たり３０万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のときは、その費用を負担することとします。ただし、借受者が早期の処置を講じず、又は適正な管理を怠るなど、借受者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、借受者の負担とします。

イ 市は、イーグレひめじの敷地並びに共用部分及び附属施設の管理並びに管理組合法人の運営に要する費用について負担することとします。

ウ 借受者は、駐車場の設計、開設準備工事、事業運営、維持管理及び修繕に係る費用のうち、特に定めのないものについては、貸付料とは別に全て負担することとします。ただし、天災その他市と借受者のいずれの責めにも帰することができない事象が生じた場合の対応は、市と借受者が協議の上、定めるものとします。

(9) 貸付物件及び第三者に対する損害賠償義務

ア 借受者は、貸付物件を指定用途に使用したことにより貸付物件及び第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、その損害を賠償しなければなりません。ただし、第三者が貸付物件に損害を与えたときで、借受者が第三者に原状回復させた場合を除くものとします。

イ 借受者は、貸付期間中、借受者の負担で施設賠償責任保険に加入するものとし、

加入後は市に保険証券の写しを提出するものとします。

(10) 転貸の禁止等

借受者は、市の承認を得ないで、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は賃借権を第三者に譲渡してはなりません。

(11) 反社会的勢力の排除

ア 借受者は、自己又は第三者をして、貸付物件を暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有するものをいう。）の事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下「暴力団事務所等」という。）の用に供してはなりません。

イ 市は、借受者が次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者であると判明したとき、又は（オ）から（キ）までのいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このために借受者に損害が生じても、その責めを負わないものとします。

（ア） 暴力団又は暴力団員であるとき。

（イ） 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）として経営に参与している者であるとき（実質的に参与している場合を含む。）。

（ウ） 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し、監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。

（エ） 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に参与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に参与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者であるとき。

① 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

② 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

③ ①又は②に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

（オ） 自己又は第三者をして、貸付物件を暴力団事務所等の用に供していること

が判明したとき。

(カ) 自己又は第三者をして、貸付物件上に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋等を掲示したとき。

(キ) 自己又は第三者をして、貸付物件に反復継続して暴力団員を立ち入らせたとき。

ウ 借受者は、イの規定により契約を解除されたときは、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(12) 現状変更等

借受者は、貸付物件の現状を変更しようとするとき（軽微な変更を行う場合を除く。）は、あらかじめ書面により申請し、市の承認を得なければなりません。

(13) 実地調査等

市は、貸付物件について、必要に応じ使用状況等を実地に調査し、又は借受者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求めることができることとします。この場合において、借受者は、その調査等を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(14) 決算報告

借受者は、令和8年度分の事業報告書については令和9年4月20日までに、令和9年度分から令和12年度分までの事業報告書についてはそれぞれ当該年度の翌年度の4月20日（この日が姫路市の休日定める条例（平成2年姫路市規則第15号）に規定する市の休日に該当する場合は、同日以後最初の市の休日でない日）までに、市に提出しなければなりません。

(15) 大手前公園地下駐車場との一体運営

ア 借受者は、前項第4号に記載する大手前公園地下駐車場について、別紙3に掲げる業務を大手前公園地下駐車場管理者と協議の上契約し、行ってください。

イ 借受者は、大手前公園地下駐車場の適正な管理及び運営を図るため必要な事項について、その管理者と協議を行うものとします。

ウ イの規定による協議は、必要に応じ、市も参加し、三者で行うものとします。

(16) 契約の解除

ア 市は、次に掲げる事項に該当するときは契約を解除することができるものとし、このために借受者に損害が生じて、その責めを負わないものとします。

(ア) 国又は市、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とした場合に、市が借受者に対し、6か月前までに解除の申し入れをしたとき。

(イ) 借受者が契約に定める義務に違反した場合に、市が相当の期間を定めて借受者に対しその履行を催告し、その期間内に履行がないとき。

イ 借受者は、貸付期間満了前に契約を解除する場合は、市に対し、12か月前まで

に解除の申し入れをしなければなりません。

(17) 契約の変更

契約の内容に変更が生じたときは、市と借受者が協議の上決定するものとします。

(18) 貸付期間終了時等の条件等

ア 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除となったとき（以下「貸付が終了したとき」という。）は、自己の負担において直ちに貸付物件を原状回復（賃貸借契約締結までに現管理者が撤去した既存設備は含みません。）して市に返還しなければなりません。ただし、市が承諾した場合は、この限りではありません。

なお、設備撤去等の工事を行う際は、工事期間中も利用者が継続して利用できるよう最大限の配慮を行ってください。

イ 借受者は、市に対し返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切の請求をすることはできません。

ウ 借受者は、貸付物件に付加した造作等の買取請求、有益費及び必要費の償還請求その他一切の金銭的請求を、市に対してすることができません。

エ 借受者は、貸付が終了したときには、貸付物件の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、市が定める期間内に市又は市が指定した者に対して駐車場事業の引継ぎを行わなければなりません。ただし、借受者が引き続き貸付先となる場合は、この限りではありません。

オ 借受者は、貸付が終了したときには、発行済みの貸付駐車場及び大手前公園地下駐車場で使用できるプリペイドカードや利用券等の前払式駐車券がある場合は換金に対応する等、適切に対応を行ってください。ただし、借受者が引き続き貸付先となる場合は、この限りではありません。

(19) 契約の費用

この契約の締結に必要となる一切の費用は、借受者の負担とします。

(20) 契約保証金

ア 契約保証金は、貸付期間における貸付料総額（各年度の貸付料（年額）の総額）の10分の1以上（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とします。

イ 借受者は、契約保証金を契約日までに市が発行する納入通知書により、指定金融機関に納入するものとします。

ウ 契約保証金は、貸付が終了したとき、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

なお、借受者に賃料の未払金、損害金及び第22号に定める違約金があるとき、並びに借受者が原状回復を行わなかったときは、その金額及び費用を契約保証金から充当し、残額があれば返還します。

(21) 履行保証契約

ア 借受者は、前号に定める契約保証金に代えて、市を被保険者とする履行保証保険

を手配し、その保険証券を市に差し入れることができます。

イ アの規定による履行保証保険を付保する場合は、本契約の締結と同時に当該保険証券を市に差し入れるものとします。

ウ 履行保証保険の保険期間は、借受者と保険会社の協議により決定することができるものとし、当該保険期間が本契約の満了日までの全期間に及ばないときは、借受者は本契約が終了するに至るまで、保険期間の中断なく、当該履行保証保険が更新又は継続される限り、履行保証保険をもって、前号に定める契約保証金の代替措置とすることができるものとします。

エ 第4号の貸付料の不払い、第5号の遅延利息、及び第9号による損害等、本契約に関し市に発生した損害について、市は履行保証保険に係る契約に定める条件に従い、当該保険契約上認められる範囲内で保険金の支払を保険会社に求めることができるものとします。

オ 市がエの規定による保険会社から受け取る保険金額が、市の損害額に不足する場合は、借受者は市に不足額を支払うものとします。

(22) 違約金

借受者は、第16号イに定める期間を過ぎて契約の解除の申入れを行ったときは、第20号アに定める契約保証金と同額の違約金を市に支払うものとします。

4 貸付の条件

借受者は、料金事前精算機の設置や支払方法をはじめ、現在提供されている利用サービス水準が低下しないよう配慮した上で、市が示す管理等の手引き（別紙1）に従い、質の高い市民サービスと効果的・効率的な駐車場運営を行ってください。

また、貸付物件は、令和8年3月31日まで現借受者に貸付しており、現借受者が設置した工作物等は現借受者が撤去しますが、貸付物件の北側入口の案内看板（資料2）は、借受者が希望する場合は現借受者から有償で譲り受けることができます。その他の設備等（資料2）については、現状での貸付となるため、自動発券機、自動（事前）精算機及びカーゲート、案内看板等は借受者の負担で準備してください。新たに設置する工作物など、借受者が設置・手入れするものの維持管理、修繕及び撤去は借受者の費用負担とし、契約終了時に撤去していただきます。ただし、市が認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 貸付駐車場の営業時間及び日数は、24時間、365日を原則とします。ただし、機械設備等のメンテナンスに要する時間は含まないこととします。
- (2) 借受者は、貸付駐車場の開設に当たり、駐車場の名称は、従前利用者及び新規利用者等が混乱を招くことのないよう、わかりやすい表記としてください。
- (3) 借受者は、駐車場内の安全を十分に確保するとともに、借受範囲において駐車場利用者が安全に利用できる状態を維持するものとします。

- (4) 借受者は、駐車場の設置機器、駐車区画、出入口等について、バリアフリー等に配慮するものとします。
- (5) 借受者は、利用者に対し、アイドリング・ストップを実施するよう周知に努めるものとします。
- (6) 借受者は、駐車場運営に当たり、管理等の手引き（別紙１）に従って定期的な巡回警備、施設点検、粉塵の除去をはじめとした場内清掃等を行うほか、第１７号に定める利用者に対する減免の手続、事故や緊急事態の初期対応及び避難誘導等を行うこととし、午前８時３０分から午後５時３０分までの間、人員を１人以上（繁忙期は混雑状況に応じて２人以上）配置することとします。また、各種業務を行う際に人員を伴う場合は、地元雇用の創出に努めるよう配慮をしてください。

なお、配置する人員については、大手前公園地下駐車場における精算機管理・集金等業務を行う者と兼ねることができるものとします。
- (7) 借受者は、駐車場事業の営業開始に当たり、開設準備工事を行う場合は、工事期間中も現在の利用者が継続して利用できるよう、最大限の配慮を行ってください。また、工事を行う必要がある場合は、近隣住民の迷惑とならないよう充分配慮することとします。
- (8) 借受者は、自動発券機、自動（事前）精算機及びカーゲート、案内看板等を公道から視認できる場所に新たに設置する場合は、景観に配慮した意匠や色彩とするよう充分配慮することとし、事前に市と協議するものとします。
- (9) 借受者は、前項第３号イに基づき市の承認を得た場合は、変更後の事業内容を実施するための施設や設備を市と協議の上、設置することができます。
- (10) 借受者は、利用者の駐車場利用を妨げない範囲で料金設定をすることとし、原則として現行の駐車料金以下の額で設定することとします。
- (11) 借受者は、前号の規定により設定した料金を変更する場合は、原則として６か月前までに変更内容について市及び大手前公園地下駐車場管理者と協議することとします。
- (12) 借受者は、時間貸し料金を設定する場合、駐車後２４時間までの最大料金を設定するなど、上限を定めることができることとします。
- (13) 借受者は、時間貸しについて、入庫した時刻から一定の時間内に出庫した場合の利用料金は無料とします。なお、無料とする時間帯の設定については、別途、市及び大手前公園地下駐車場管理者と協議することとします。
- (14) 借受者は、前号の規定により設定した時間を変更する場合は、原則として６か月前までに変更内容について市及び大手前公園地下駐車場管理者と協議することとします。
- (15) 借受者は、利用区分の１つとして月極を導入することとします。また、月極利用者から自動車保管場所証明申請に係る自動車保管場所使用承諾証明書の証明を求めら

れた場合は、証明を行うものとします。

- (16) 借受者は、令和 8 年 4 月 1 日から利用期間を定めて契約を締結する（定期貸し、月極利用等）ことを希望する利用者について、円滑に契約が締結できるよう配慮してください。
- (17) 借受者は、利用者に対し減免を行うものとします。減免事由及びその額は、次に定めるところによります。

なお、市は、借受者に対し、利用料金の減免相当額の補填は行いません。

ア 国、地方公共団体又は市が指定する公共的団体の職員が職務を行うために使用する場合 免除

イ 市長が公共性があると認める場合 駐車料金の 3 割に相当する額

ウ 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額

オ 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額

カ 男女共同参画社会基本法の基本理念を尊重し、男女共同参画の推進に関する学習、啓発などの活動を現に行っている団体で男女共同参画センター（あいめっせ）に登録している団体に所属する者が、当該活動のためにイーグレひめじを使用する際に利用する場合 駐車料金の 3 割に相当する額

キ 姫路市国際化推進プランの基本理念を尊重し、多文化共生社会の実現をめざして積極的に活動を行う団体で国際交流センターに登録している団体に所属する者が、当該活動のためにイーグレひめじを使用する際に利用する場合 駐車料金の 3 割に相当する額

ク 借受者が認める場合 借受者が相当と認める額

ケ その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

- (18) 借受者は、無料パスカード、無料券及び減免に必要な処理を行う機器を市に無償で貸与するものとします。なお、貸与する無料パスカード（現行は 4 6 枚）、無料券の枚数及び減免に必要な処理を行う機器の台数（現行は 1 6 台（市に 1 3 台貸与、予備として駐車場管理室に 3 台保管））については、別途、市と借受者が協議の上決定するものとします。また、市は、借用した無料パスカード、無料券及び減免に必要な処理を行う機器について、善良なる注意をもって使用するものとします。

- (19) 借受者は、第 1 7 号イ、カ、キ及びケに該当する利用者が希望する場合は、時間利

用券を先に交付し、後日に使用枚数を差し引いた残数を返却させ、使用枚数分のみに係る利用料金を請求するものとします。

なお、減免に必要な処理を行う機器を用いて利用料金を減額した場合についても同様とします。

- (20) 借受者は、料金精算機及び定期利用更新機等を設置する場合は、利用者にとって利便性がよく、かつ、安全な場所に設置することとします。

また、料金精算機を地下1階又は地下2階に1台以上設置するとともに、駐車場出口に1台設置することとします。

なお、新紙幣や新硬貨が発行された場合は、設置済みの料金精算機及び定期利用更新機等の改修等を速やかに行うものとします。

- (21) 借受者は、利用者の駐車料金等の支払方法について、現金を原則とし、クレジットカードや電子マネー、それ以外の支払方法も可能な限り導入してください。
- (22) 借受者は、駐車場の案内看板や誘導看板を設置するときは、あらかじめ市と協議することとし、その際の設置に係る費用は借受者が全て負担することとします。
- (23) 借受者は、貸付期間中に貸付物件で事故や故障等が発生した場合や、利用者や周辺住民からの苦情等があった場合は、責任をもって迅速・誠実に対応することとします。
- なお、市からの対応要請があった場合も同様とします。
- (24) 借受者は、貸付期間中に貸付物件で事故や故障等が発生した場合は、その内容を速やかに市へ報告することとします。
- (25) 借受者は、貸付物件の防犯対策を講じることとし、照明、防犯カメラ等の設置をする場合は、市と協議し、承認を得るものとします。
- なお、防犯カメラの映像の取扱いについて、個人情報保護に充分配慮してください。
- (26) 借受者は、長期放置車両に対して対策を行ってください。
- なお、長期放置車両の撤去等に係る費用は、借受者が全て負担することとします。
- (27) 借受者は、関連する法令を遵守してください。
- (28) 借受者は、風水害等の影響で貸付物件に飛来物などの障害物等が発生した場合、速やかに障害物等を撤去することとし、撤去に係る費用は、借受者が全て負担することとします。
- (29) 借受者は、貸付駐車場内に、高齢者や体の不自由な方などのために、優先駐車区画を設けるものとします。
- (30) 借受者は、緊急連絡体制を市に届け出るものとします。
- (31) 借受者は、貸付物件周辺で世界遺産姫路城マラソン等の市のイベントが行われる場合や災害が発生した場合について、市に協力をすることとします。
- (32) 借受者は、市の情報発信について、積極的に協力をすることとします。
- (33) 資料の提出等

ア 借受者は、毎月1回、次に掲げる資料を電子データで提出するものとします。

なお、市はこれを公表できるものとします。

- (ア) 事故等の発生状況
- (イ) 駐車料金の収入状況（日別・支払方法別）
- (ウ) 駐車料金の減免状況
- (エ) 利用区分ごとの入出庫台数（日別）
- (オ) 時間帯ごとの入出庫台数
- (カ) 駐車時間ごとの出庫台数
- (キ) 定期貸し・月極利用の契約者件数
- (ク) 稼働率がわかるもの
- (ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、事業の状況を把握するため市長が必要と認める事項

イ 借受者は、毎年1回、駐車場の利用状況、その他提供サービスの利用状況、管理運営状況、売上状況、光熱水費、修繕の実績、市に貸与した無料パスカードの利用実績等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、市に提出するものとします。

なお、市はこれを公表できるものとします。

ウ 姫路市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けた場合には、借受者は市に協力するものとします。

エ 借受者は、毎年1回、利用者を対象としたアンケート調査を市と協議の上実施し、結果を市に報告するものとします。

なお、市はこれを公表できるものとします。

(34) 大手前公園地下駐車場との一体運営

ア 貸付駐車場と大手前公園地下駐車場は地下連絡通路で接続されており、大手前公園地下駐車場の営業時間中は自由に行き来ができるようになっています。両駐車場の一体運営を円滑に行うための体制を整えてください。

イ 地下連絡通路の閉鎖及び開放について、市及び大手前公園地下駐車場管理者と協議の上、借受者が行うものとします。

ウ 一体運営を行う上で、契約に定める事項に疑義が生じたとき、又は契約に定めのない事項については、市、大手前公園地下駐車場管理者及び借受者の三者間において、協議の上定めるものとします。

エ 利用者が、借受者又は大手前公園地下駐車場管理者と事前に利用期間を定めて契約を締結した（定期貸し、月極利用等）場合の収入は、利用者が契約を締結した駐車場のものとします。

オ 利用者が、借受者が発行した利用券（1時間券、2時間券等）を購入した場合の収入は、一時的に借受者のものとし、借受者は、大手前公園地下駐車場で使用された利用券利用額について、大手前公園地下駐車場管理者から請求を受けて大手前

公園地下駐車場管理者に毎月支払うものとします。

カ 時間貸しに係る収入のうち、利用者が、利用券を用いて支払を行わないもの（現金、クレジットカード等）については、支払を行った精算機を設置している駐車場のものとします。

5 参加資格

入札に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たす法人とします。

- (1) 全自動ゲート式時間貸有料駐車場施設（地下駐車場又は地上2階建て以上の立体駐車場で、1施設につき200台以上の駐車場に限る。）について、平成27年度から令和6年度までの間において3年以上の運営実績がある者
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者
- (3) 参加申込書提出の時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における再生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 第3項第11号イ(ア)から(エ)までのいずれにも該当しない者
- (6) 姫路市税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がない者

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 組合とその組合員
 - (イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

6 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年11月4日（火）から同月18日（火）まで（閉庁日を除く。）。

姫路市役所本館での配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとします。

(2) 配布場所

ア 姫路市都市局まちづくり部都市計画課（姫路市役所本館5階）（以下「都市計画課」という。）

イ 姫路市ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031862.html>

7 参加申込手続及び参加資格の確認

- (1) 参加申込者は、次の方法により参加申込手続を行い、第5項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、参加申込手続の際に受領した提出書類については返却しません。

ア 提出書類

- (ア) 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年8月4日以後に発行された最新のものの原本又は写し）
- (ウ) 駐車場施設の運営実績調書（様式第2号）
- (エ) 関連企業申告書（制限付一般競争入札用）（様式第3号）
- (オ) 現地説明会参加申込書（様式第4号）（現地説明会への参加を希望する場合のみ提出してください。）
- (カ) 姫路市税の滞納無証明書（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限りです。）
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

イ 提出部数

1 部

ウ 参加申込手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加申込書等閲覧期間	公告の日から同年11月18日まで 姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。
閲覧の場所	都市計画課 （姫路市ホームページに掲載する参加申込手続に必要な様式をダウンロードし、使用してください。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031862.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるようにしてください。

オ 提出場所

都市計画課

カ 提出期間（参加申込受付期間）

令和7年11月7日（金）午前9時から同月18日（火）午後4時までとします。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、閉庁日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（受付期間最終日を除く。）とし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とします。

（2）参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年11月19日（水）までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知します。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とします。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載します。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。その場合は、令和7年12月2日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により都市計画課に提出してください。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答します。

（3）申込に当たっての留意事項

受付期間内に限り入札を辞退することができます。その場合は、入札辞退届（様式第5号）を、受付期間内に持参してください。

なお、制限付一般競争入札参加申込書及び入札辞退届には、代表者印（実印。会社印（角印）は不可。）を押印してください。

(4) 申込に要する経費

申込に要する経費は、全て参加申込者の負担とします。

8 現地説明会の実施

参加資格があると認められた者のうち、希望する者に対して現地説明会を実施します。

(1) 現地説明会実施日及び集合場所

令和7年11月21日（金）又は同月25日（火）（30分程度）

参加資格確認通知書に、実施日時及び集合場所（イーグレひめじ内）を記載します。

(2) 内容等

施設の概要説明及び施設見学。（説明会では質問は受け付けません。質問がある場合は第9項に規定する質問書を提出してください。）

9 質問の受付及び回答

本募集要項の内容に関する質問は、次のとおりとします。

なお、参加資格があると認められた者に限り、質問することができるものとします。

(1) 受付期間及び受付時間

令和7年11月19日（水）から同年12月2日（火）正午まで

(2) 質問方法

質問書（様式第6号）を電子メールで提出してください。これ以外の方法（持参、郵送、口頭、電話、FAX等）によるものは受け付けません。

都市計画課メールアドレス

E-mail : tkeikaku@city.himeji.lg.jp

(3) 回答

質問への回答は、姫路市ホームページで公表します（令和7年12月8日（月）公表予定）。個別の回答は行いません。

なお、質問に対する回答は本募集要項の追加又は修正事項とみなします。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031862.html>

10 最低貸付料

年額 36,410,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札参加者は、入札の際、入札保証金として入札金額の100分の3以上（1円未満切上げ）の金額を銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手で支払場所が姫路市内であるものを提出してください。

イ 落札者以外の者の入札保証金は、入札保証金の預り書と引換えに、開札後速やかに返還します。

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の納入後速やかに返還します。

エ 入札保証金には、利息を付けません。

オ 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属します。

(2) 入札保証保険

入札参加者は、前号に定める入札保証金に代えて、市を被保険者とする入札保証保険を手配し、その保険証券を市に差し入れることができます。

(3) 契約保証金

ア 契約保証金は、貸付期間における貸付料総額（各年度の貸付料（年額）の総額）の10分の1以上（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とします。

イ 借受者は、契約保証金を契約日までに市が発行する納入通知書により、指定金融機関に納入するものとします。

ウ 契約保証金は、貸付が終了したとき、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

なお、借受者に賃料の未払金、損害金及び次号に定める違約金があるとき、並びに借受者が原状回復を行わなかったときは、その金額及び費用を契約保証金から充当し、残額があれば返還します。

(4) 履行保証契約

ア 借受者は、前号に定める契約保証金に代えて、市を被保険者とする履行保証保険を手配し、その保険証券を市に差し入れることができます。

イ アの規定による履行保証保険を付保する場合は、本契約の締結と同時に当該保険証券を市に差し入れるものとします。

12 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

令和7年12月18日（木）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

姫路市市役所本館5階 都市局会議室

(3) 入札当日に提出を求めるもの

ア 入札書（様式第7号）

イ 代理人による入札の場合は、委任状（様式第8号）

(4) 入札

ア 入札者は所定の入札書を用い、必要事項を記入の上、押印（代表者印（実印。会社印（角印）は不可。）を押印してください。ただし、代理人による入札の場合は、委任状に押印された代理人使用印を押印してください。）し、入札金額を記入して

ください。

イ 入札書は封筒に入れ、表面に「入札書」と書き、表面又は裏面に住所及び氏名を記入の上、封印して差し出してください。

ウ 入札者が代理人であるときは、委任状を提出してください。

エ 入札金額は年額の貸付料（消費税及び地方諸費税を含む。）を記入してください。
なお、入札金額は千円単位とします。

オ 入札者は、入札した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

カ 本募集要項に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（ア） 入札参加資格を欠く者がした入札

（イ） 入札書が所定の日時までに差し出されない入札

（ウ） 入札者若しくはその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札

（エ） 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

（オ） 入札書に金額、氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札

（カ） 代理人による入札の場合において、入札書に代理人の氏名若しくは押印のない入札又は委任状の提出のない入札

（キ） 金額を訂正した入札

（ク） 郵便により差し出された入札

（ケ） 最低貸付料を下回る金額の入札

（コ） 入札書が所定の内容と異なる入札

（5） 開札

ア 開札は、入札者立会いのもので行います。

イ 入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、本件事業者決定事務に関係のない職員を立ち合わせます。

ウ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

エ 入札執行回数は1回限りとし、再度の入札は行いません。

（6） 落札

ア 落札者は、本市が設定する最低貸付料以上の価格で、かつ、最も高額の価格を入札した者としてします。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

（7） 落札者の公表等

開札の翌日に、姫路市ホームページに入札の結果を掲載します。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031862.html>

(8) 入札の中止・延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

13 決定後の手続き

(1) 落札者は、覚書の締結までに暴力団排除に関する誓約書（様式第9号）を提出してください。

(2) 覚書の締結

市と落札者は、契約の締結までに貸付物件の賃貸借契約に関する覚書を締結します。

(3) 契約の締結

市と落札者は、双方で協議の上、貸付物件の賃貸借契約を令和8年4月1日に締結します。本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

14 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なく、指定する期日までに手続に応じなかった場合

(2) 落札者が参加資格を失った場合

15 問合せ先

姫路市都市局まちづくり部都市計画課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本館5階

電話：079-221-2533

E-mail：tkeikaku@city.himeji.lg.jp